

Q 土・日・祝休日に消費生活相談をしたいが、どうしたらよいか。

A 土・日・祝休日は10時から16時まで、独立行政法人国民生活センターで相談を受け付けています。電話番号は、局番なしの **188** 番です。

土曜日10時から12時、13時から16時までは、公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（NACS）西日本支部でも相談を受け付けています。電話番号は、**06-4790-8110** です。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、相談を休止している場合もあります。

最新の情報は以下ホームページからご確認ください。

（参考）<http://nacs.or.jp/kaiketsu/telephon/>

年末年始を除く日曜日10時から12時、13時から16時までは、公益社団法人 全国消費生活相談員協会で、相談を受け付けています。電話番号は、**06-6203-7650** です。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、相談を休止している場合もあります。

最新の情報は以下ホームページからご確認ください。

（参考）<http://www.zenso.or.jp/soudan/tel.html>

また、チャットボットや新型コロナウイルス感染症関連消費生活相談FAQなどでは、これまでに寄せられた相談事例等を紹介していますので、あわせてご活用ください。

▶消費者教育推進大使もずやんの消費生活FAQ（チャットボット）（大阪府）

<https://embed.chatbot.digital.ricoh.com/prefosaka/app/index.html>

▶こんなときどうしたらいいの？（新型コロナウイルス感染症関連）消費生活相談FAQ(大阪府)

http://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/faq_syohi/index.html

▶FAQ～消費生活のための「よくある質問と回答」集～（大阪府）

<http://kanshokyo.jp/faq/>

